

兵庫県公報

平成30年12月4日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 住民監査請求に係る監査の結果	1

監査委員公告

住民監査請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を平成30年12月3日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

平成30年12月4日

兵庫県監査委員

藤川 泰延

平野 正幸

第1 監査の請求

1 請求の受付

平成30年10月4日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、西宮市上ヶ原七番町1番6—107号 折口晴夫外4名から提出された。

2 請求の概要

請求書及びこれに添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

(7) 神戸地方裁判所平成30年4月11日判決、奈良地方裁判所平成28年12月27日判決及び仙台地方裁判所平成29年1月31日判決において、議員の写真（顔写真、拡大写真や活動状況を写した写真、会派所属議員の集合写真等）、プロフィール、信条、挨拶文等の記事がある市政報告紙・県政報告紙に係る政務活動費充当額の4分の1から2分の1が違法である旨判示されており、奈良地方裁判所平成28年12月27日判決の控訴審大阪高等裁判所平成30年3月27日判決及び仙台地方裁判所平成29年1月31日判決の控訴審仙台高等裁判所平成30年2月8日判決も、該当部分の判示内容を維持している（なお、請求人は奈良地方裁判所平成28年12月27日判決の日付を「26日」と、仙台高等裁判所平成30年2月8日判決について「東京高裁」と記載するが、それぞれ「27日」、「仙台高裁」の誤記と思われる。）。

(4) 平成29年度分の兵庫県議会議員の県政報告紙に係る政務活動費について、請求人がこれら裁判例の考え方にに基づき点検したところ、6議員の県政報告紙（第4の1(2)アの各県政報告紙。以下「対象の各県政報告紙」という。）について、一般的な挨拶文、大書した議員名、プロフィール、写真（顔写真、拡大写真、活動報告・議会質問に係る写真、会派所属議員の集合写真等）、事務所の連絡先、地元市町長の応援メッセージその他の本人の宣伝であり県政報告とはいえない部分が認められる。

(7) 以上に加えて、上田良介議員については、本件措置請求の対象である県政報告紙の発行と同時期に別の県政報告紙を13,350部発行していることから、本件措置請求の対象である県政報告紙（500部）は後援会名簿等に載っている県民に発送している可能性が高く、年賀状代わりに年始の挨拶であり、より後援会活動としての意味合いが強くなると思われる。

イ 求める措置の内容

ア(イ)の部分の割合に応じた政務活動費の総額211万7,516円につき、知事の責任において、違法・不

当な支出を行った会派、議員から会派を通して県に返還させるよう請求する。

(議員別返還請求額)

議員名	各議員の 案分率	請求人主張の 妥当な案分率	返還請求額
上田良介	90%	0%	27,468 円
内藤兵衛	95	44.0	179,781
あしだ賀津美	95	45.4	483,872
島山清史	100	86.6	175,189
谷井いさお	100	54.5	283,818
	100	49.5	319,317
小計	—	—	603,135
松田一成	95	29.1	648,071
合計	—	—	2,117,516

(注) 請求書本文においては、あしだ賀津美議員に係る妥当な案分率が54.6%と記載されているが、請求書添付の表(別記1の1)において妥当な案分率が45.4%と記載されていること等から、45.4%の誤記と思われる。

(2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記1の文書が提出された。

3 監査執行上の辞退

議会選出の原テツアキ監査委員と門隆志監査委員から、本件措置請求は議会制度に関わるものであり、公正な監査を期するため、本件措置請求の監査の執行を辞退する旨の申出があり、両監査委員は、監査を執行していない。

4 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、平成30年10月4日(請求書提出日)付けて受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述の要旨

平成30年10月30日に、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ(自治法第242条第6項)、請求人のうち3名からおおむね次のとおり陳述があり、別記2の文書の提出があった。

(i)ア 監査請求の内容は、前回(平成30年6月26日付け請求)とほぼ同じで、対象年度が新しくなっているだけである。

イ それぞれの議員の県政報告紙を見れば分かるが、葉書の場合は、ほとんど、挨拶と見る以外にないと思う。そのような挨拶にまで公費が支出されることがどうなのか。議員が支持者に対していろいろな挨拶を行うことは、議員が議員であり続けることを目的とした活動であると思う。葉書形態の県政報告紙は、ほぼ、認められないと考えている。

以前によく県議会議員が年賀葉書で送ってきていた。年賀葉書で送れば正月に届くから、議員にそういうつもりがなかったとしても、年賀状と当然に受け取られる。

兵庫県ではどうか分からないが、西宮市では、年賀状は駄目、年賀葉書は駄目となっている。葉書は、挨拶状、時候の挨拶と受け止められても仕方がないと思う。

ウ 葉書ではない分についても、自分の姿を写した大きな写真を掲載するというようなことに対して、請求人としては、全て面積比で案分すべきだと主張している。

例えば、内藤兵衛議員の今年の1月の県政報告紙を見ると、1面は、ほぼ全面挨拶である。地元の多可町長のコメントも掲載されているが、「謹んで新年をお祝い申し上げます。2018年・^{ぼしゅつ}戊戌の年が、内藤後援会の皆様にとっても」という書き出しになっている。内藤兵衛議員本人が書いているもので

はないといっても、新年にこういうものが配られるというのは、新年の挨拶と見ざるを得ないと思う。

- (2)ア 追加で提出した文書（別記2の1の文書）は、今年の9月に開催された全国市民オンブズマン新潟大会で報告された政務活動費のアンケート調査結果の内容である。執行率の変化ということで、不祥事があって関心が集まるとその後経年的変化で減っていく事例として、兵庫県が挙げられている。

また、透明度というものをチェックしている。透明度ランキングというのは、視察の報告が添付されているとかいうようなことを点数付けして、100点満点で出している。函館市の場合は100点になっており、執行率も半額に近い返還ということになっている。もちろん、単純に返還率が高ければいいというものでもないが、やはり公開度が上がって市民の目が行き届くようになれば、執行率もおのずと下がるだろうし、議員も市民が納得するような政務活動費の支出ということを考えると思う。

兵庫県は97点で、都道府県ではトップである。3点減点になっているのは、名前の非公開の部分である。例えば、政務活動費で雇用した人の名前等で黒塗りがあって、減点になっている。函館市は100点であるから、全部公開になっている。どちらかという、これまでは名前を非公開にするのが妥当だという判断がずっとあったと思うが、公開にすべきだという動きもあり、そういう点で、もう少し兵庫県も頑張っていたら100点を取れるだろう。もちろん、今でも兵庫県は1位であるし、都道府県でも10点台のところもあり、そういうところと比べれば、公開については十分に努力されているとは思っている。

- イ もともと政務調査費の制度が始まった段階で、収支報告書以外のものが公開されているということがほとんどなかったと思う。収支報告書を見ても、何に何が支出されているか、ほとんど分からないという状況であった。

少なくとも、領収書が公開されて初めて、それも1万円以上とかいうような制限付きではなく、全部公開されることによって、政務調査費がどのような形で支出されてきたのかということを知ることが分かってきた。政務調査費という公費支出についての議員の常識と、市民のこれはいいのかという思いとの乖離が随分とあり、それが、いろいろな監査請求とか訴訟に発展し是正されてきたという過程を経てきた。領収書等がインターネット公開になるかならないかは、やはり非常に大きいと思う。

兵庫県で公開されるようになってきたということは、議会でも努力されているか知らないが、市民の側の、しっかりと公開して、しっかりした形で使って欲しいという思いが進めてきたのではないかなと思う。

- (3)ア 今の兵庫県の使途基準あるいは手引でも、これはいい、これは駄目という基準があるが、それは固まったものではなく流動的なものであって、市民の意見と議員の常識的な判断の軋轢の中で一定程度変わっていくというようになるべきだと思う。

私達としては、そういう観点から、県政報告紙の案分についても、5%削っておけばいいというような話ではなく、出した紙面について、やはり市民の理解が得られないところは削っていただいて、案分率を下げさせていただきたいと思っている。

- イ 西宮市では、手引でこれはいい、これは駄目というのがあったとしても、それは流動的である。例えば、判例が出たらそれを反映させるとか、そういう形にすべきだということに考えられている。訴訟リスクを避けたいという思惑もあるようだが、いずれにしても、使途基準というのはどんどん変わっていくし、見直されていくものである。

最終的にどこで折り合いが付くのか、今のところまだ分からないが、現職の議員が県政報告紙を出して、そこに自分の姿が写っている写真を載せて地域に配布することが政務活動費で可能だとすると、これから議員になって、市民のために、県民のために活動しようと思っている方にとって、ハードルがすごく高いというのが、私達の問題意識としてある。候補者は現職の議員と同じところで争いたい。現職の議員には実績があり、壁があることは当然であるが、その壁があまりに高すぎると、結局は、政党の後押しがある、あるいは、現職の議員が引退するからその後釜になるというようにしか議員になれなくなっていく。そうすると、やはり議会もよどんで停滞していくのではないかな、実際に停滞しているのではないかなと思う。

- ウ 議員は十分自覚して政務活動費の支出に意識を持ち、適切な案分をしていただきたいということが、私達がしつこく監査請求している趣旨である。以上の点を監査委員としても十分検討していただき、この案分について、やはり思い切った形で判断をしていただきたいというのが、私達が監査請求を行っている目標であるから、そのように是非考えていただきたい。

- (4)ア 葉書を使用した県政報告紙は、内容の大半が挨拶文、本人の顔写真、活動の紹介（これにも本人の写真を載せている。）であって、本人の宣伝以外の何物でもなく、本当に政務活動費の対象としていい

のか。本人の宣伝であれば、政務活動費を使ってやるほどのものではない。

イ ニ崎市では、案分という考え方がなく、基本的には100%かゼロである。顔写真とか挨拶文が掲載されている広報紙に政務活動費が使われている現象が著しいため、裁判をしている。

ウ 政務活動費の適切な使い方を、議員の中で一度検討いただいたいと思う。今のところ、議員が各自に判断しているということであるが、市民なり県民との認識のずれが出ているのではないかと思う。

エ 後援会活動は政治活動になるのではないか、ちょっと慎重にされた方がいいのではないか、その辺りも、議員の理解が若干欠けていると思う。

2 執行機関の陳述の要旨

平成30年10月30日に執行機関の陳述（自治法第242条第7項）を実施したところ、議会事務局からおおむね次のとおり陳述があった。

(1) 政務活動費の制度について

ア 条例及び手引の定め

政務活動費は、平成12年の自治法改正により制度化されたもので、その内容は、地域の実情や各議会の状況に応じて各地方公共団体が決定できるよう、交付の対象、交付額、交付の方法及び充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされている。

兵庫県議会では、兵庫県政務活動費の交付に関する条例（平成13年兵庫県条例第30号。以下「交付条例」という。）に基づく一連の手続を具体的に進めるマニュアルとして政務活動費の手引を定め、政務活動費の交付に係る詳細な手続のほか、交付条例で定める事項の詳細として、経費の計上に当たった留意事項、運用指針を規定し、会派及び議員に示している。

イ 条例及び手引の適用

議会の役割は多岐にわたり、政務活動も広範な事項にわたることから、議員がいかなる方法によりいかなる政務活動を行うかは、県政に関する諸事情等を熟知した議員の裁量に委ねられていると解され、議員活動に係る個々の支出が、交付条例で定める事項とその具体的なマニュアルである政務活動費の手引に照らし必要性又は合理性を欠くなど、その裁量権を逸脱又は濫用した場合に限り、違法となると考える。

政務活動費の手引では、共通の留意事項として、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動等を充実に適しない経費として具体的に示すとともに、政務活動がこれらの活動と重複する場合には、会派又は議員の責任により判断した上で、所要額のみを計上するよう規定している。

(2) 請求人の請求内容について

ア 広報広聴費の共通事項

(7) 交付条例は広報広聴費を「政務活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費」とし、政務活動費の手引では具体的な経費の例示として「県政報告紙等印刷費及び郵送料」等を示し、充当を認めている。

広報広聴費の充当が認められるのは、県民の意思を県政に反映させるためには、県民からの意見の集約のみならず、既に集約された意見がどのように県政に反映されているかということや、県政における現状や問題点など、県議会の動きあるいは自らの議員活動を通じて、県民に伝えることが必要であるからである。

(4) 政務活動費の手引は、その充当方法について、共通案分率適用の原則の例外として、県政報告紙の紙面全体に占める政務活動に係る記事の面積比率等により経費を案分して充当することができる場合があるとし、政務活動に資さない事項（①後援会や選挙活動に係る記載、②政党活動に係る記載（政党での役職名を含む。）、③県政報告紙上に記載された政務活動以外の内容に関する記述があるホームページアドレス及び④ホームページ上の政党ホームページへのリンク）については、面積比率等により経費を案分して除外すると規定している。

(7) 全国議長会事務局が作成した「政務活動費の運用に係る考え方」は、広報の内容が、県政や地域の問題など住民の福祉の増進を図るという政務活動の内容に沿ったものであれば充当が可能であり、効果的な広報を行うためには、情報発信者の紹介（プロフィール）なども必要であるとしている。

(4) 県議会では政務活動費の適正使用に関する事項を調査審議するため、第三者機関である兵庫県議会政務活動費調査等協議会を設置しているところ、昨年11月に開催した同協議会において、会派代

表者及び経理責任者と同協議会委員（大学教授、公認会計士及び弁護士）との意見交換を行い、「議員の写真やプロフィールなど議員自身を紹介する記事も、社会通念上許される範囲内であれば、効果的な広報を行うために必要な記事であり、当然、政務活動費の対象であることから、今後、政務活動費の趣旨に沿って作成していく。」という方向性を確認したところである。

- (4) 平成29年11月29日、「政務活動費により県政報告紙を発行する場合の留意事項について」と題する議長通知を発出し、政務活動に資する記事等について留意事項を取りまとめ、会派・議員に周知を図ったところである。議員の写真やプロフィールも政務活動に資する記事として認められると例示しているが、写真等については、議員の宣伝的側面が強い場合は対象外とすべきとしている。

イ 個別の項目について

各議員の県政報告紙の作成やその発送等に係る支出については、紙面内容や紙面面積を確認した結果、いずれも広報広聴費の趣旨に沿った活動に関して支出されたことが確認でき、適正なものである。

- (7) 挨拶文は、議員の県政に対する取組姿勢等を県民に報告するに際しての儀礼的な記述である。挨拶文については、兵庫県議会に係る大阪高等裁判所平成30年3月22日判決において「議員の県政に対する取組みの姿勢等の叙述を含むものであり、社会的儀礼として許される。」と判示されている（第1審判決を引用）。

- (4) 議員名、顔写真、プロフィール等の情報発信者の紹介は、県議会の活動や県政の課題等について、県民に対し、分かりやすく、理解を高める効果的な広報を行うために必要である。議員の氏名や顔写真、プロフィールを見ることにより、県民に、議員の県政に対する問題意識や県議会の活動等を身近に感じてもらえる効果がある。

アで述べたとおり、県政報告紙において、情報発信者である議員本人の氏名や写真、プロフィールは、政務活動費の充当の対象となる。また、東京高等裁判所平成22年11月5日判決においては、議員の写真や氏名は、議員本人の同一性確保の目的であるとして充当が認められている。

- (4) 活動報告・議会質問に係る写真の掲載は、県議会の活動や県政の課題等について、県民に対し、分かりやすく、理解を高める効果的な広報を行うために有益である。いずれの写真も、議員の議会・委員会活動や調査実施状況、会派・議員の政策・実績を県民に報告する内容である。
- (2) 議員名を含む県政報告紙のタイトルは、県政報告レポートである趣旨を県民に伝えるために必要な内容であり、また、議員本人の同一性確保の目的のものである。
- (4) 事務所連絡先の記載は、県民からの意見や要望を聴取するために必要な内容である。
- (4) 地元市町長からのメッセージは、議員の県・市町との連携や活動結果等を県民に報告する内容であり、挨拶を内容とする部分も社会的儀礼として許されるものである。
- (4) 県政報告の情報発信の広報媒体は、様々なものが考えられ、葉書形態もその一つである。どの広報媒体を使用するかについては、報告内容等を考慮し、より効果的な方法が選択されるものであり、葉書の使用は認められる。また、県政報告紙の配付先については、政務活動費の手引に様式を示しており、活動報告書に配布先、配布部数、配布内容を記載することになっているが、個別具体的な名簿等の提出は求めているない。

第3 監査の対象

住民監査請求に当たっては、対象とする財務会計行為（公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実をいう。以下同じ。）を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的・具体的に摘示しなければならない（最高裁判所平成2年6月5日判決）ところ、請求人が請求書、事実証明書等において特定したと判断できる次の事項を対象とした。

2会派又は6議員に対し、対象の各県政報告紙に係る第4の1(2)ア記載の各議員の政務活動費の充当額と請求人主張の妥当な案分率により算出した充当額との差額（第1の2(1)イの返還請求額）に相当する不当利得返還請求権又は損害賠償請求権の行使を怠る事実（財産の管理を怠る事実）

第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述、執行機関の陳述及び執行機関に対する調査により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 認定した事実

(i) 政務活動費に係る制度

ア 法律及び条例の定め

(7) 自治法第100条第14項は、政務活動費を「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の一部として交付することができることを規定し、交付の要件としては「議員の調査研究その他の活動に資する」ための必要性を挙げるにとどめ、その交付の対象、額及び交付の方法並びに充てることができる経費の範囲は条例で定めることとし、具体的な運用については各地方公共団体の実情に応じた判断に委ねている。

(i) 交付条例は、

a 政務活動費を会派に対し交付すること（第3条）。

b 交付の対象は、会派及び議員が実施する調査研究、政策提言、研修、各種会議への参加、広報広聴、要請陳情、住民相談等地域の課題のみならず広く県政全般の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、県政に反映させる活動その他の県民福祉の向上及び県勢の発展に必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費であること（第2条第1項）。

c 充てることができる経費は、広報広聴費（本件措置請求の対象である県政報告紙に係る経費は、広報広聴費に該当する。）に関しては、会派又は議員が行う政務活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費であること（別表（第2条関係））。

等を規定している。

イ 政務活動費の手引の定め

県議会では、政務活動費の請求、執行、収支報告書の提出等の手続を行う際のマニュアルとして、また、政務活動費の使途基準として、政務活動費の手引を定めて、会派及び議員に示している。同手引においては、政務活動費の内容趣旨、具体的な経費及び支出に適しない経費の例示並びに解説を記載し、交付に係る詳細な手続と、経費の計上に当たっての留意事項を定めている。

(7) 充当の基本原則（政務活動費の手引Ⅱ2(1)）

会派及び議員は専ら政務活動費に係る所要額のみを計上（それ以外の活動に要した経費は除外）しなければならないが、会派や議員の活動は多面的であり、政務活動とそれ以外の活動（議会公務・政党・選挙・後援会・私事）とが混在しているケースがほとんどである。

このため、全体の額を案分して政務活動費の額を算出せざるを得ないことから、原則として、全ての政務活動費に共通案分率を適用することとする。

共通案分率は、政務活動及びそれ以外の議員活動（政党活動、後援会活動及び選挙活動をいう。）が混在する場合は2分の1、政務活動、それ以外の議員活動及び私的活動が混在する場合は4分の1である。

(i) (7)の例外（政務活動費の手引Ⅱ2(2)）

共通案分率ではなく、個別の案分率を採用する場合には、会派又は議員の責任において、個別の案分率の正当性を客観的に説明できるようにしなければならないが、具体的には、明確な根拠を文書で示す場合のみ、共通案分率を超える充当を可とする旨定め、その例として「県政報告紙等の面積案分」を挙げている。

(ii) 広報広聴費の取扱い（政務活動費の手引Ⅱ4(4)）

a 「支出に適さない経費の例示」として、次のように定めている。

政党活動、選挙活動、後援会活動に係る経費（政党ポスター・パンフレット印刷等）

b 「留意事項」として、以下のように定めている。

県政報告紙やホームページに、政党や後援会活動に関する記事等が併せて掲載されている場合は、共通案分率適用の原則の例外として、県政報告紙の紙面全体に占める政務活動に係る記事の面積比率等により経費を案分して、政務活動費を充当することができる場合がある。

従って、次に掲げる政務活動に資さない事項については、面積比率等により経費を案分して除

外する。

- (a) 後援会や選挙活動に係る記載
- (b) 政党活動に係る記載（政党での役職名を含む。）
- (c) 県政報告紙上に記載された、政務活動以外の内容に関する記述があるホームページアドレス
- (d) ホームページ上の政党ホームページへのリンク

ウ 平成29年11月29日付け議長通知

交付条例第12条に基づき設置された兵庫県議会政務活動費調査等協議会（大学教授、公認会計士及び弁護士の3名で構成）での意見を踏まえ、平成29年11月29日付けで、以下の内容を含む議長通知が発出されている。議会事務局は、適正かつ積極的に広報広聴活動が実施されるよう、県政報告紙を発行する場合の留意事項をまとめたものであり、従前の取扱いを変更する趣旨ではないとしている。

- (7) 議会活動、政務活動及び県政に関すること等について、県民に報告しPRするための記事には、政務活動費を支出することができるが、それ以外の活動（政党・選挙・後援会・私事）を報告するための記事には政務活動費を支出できない旨留意を促す。
- (4) (7)に付記した「政務活動に係る記事（例示）」中に、「議員の写真、プロフィール（ただし、比較的大きい顔写真、過度のプロフィールなど議員の宣伝的側面が強い場合は対象外）」と記載するとともに、参考として東京高等裁判所平成22年11月5日判決の以下の判示部分を引用。議会事務局は、掲載する写真等の大きさの基準を当該判示内容の範囲内とする趣旨ではなく、あくまでも写真、プロフィール等の掲載を認めた事例の1つとして記載したものであるとしている。

議員の顔写真の大きさは、縦横それぞれが紙面全長の5分の1程度、氏名については通常の題字の大きさと同程度であって、宣伝活動の側面が読者に訴える力は、市政報告の側面よりも明らかに弱く、議員本人の同一性確保の目的が強いといえることができる。したがって、その印刷や発送に要する費用の全額に、政務調査費を充てることができる。

(2) 各議員の充当状況及び県の支出等

ア 各議員の充当状況（本件措置請求の対象分）

(7) 上田良介議員

「年末所感」と題する県政報告紙の経費として30,520円（領収書金額は51,520円であるが、政務活動費算定上の支出額として葉書代31,000円（税込み）のうち10,000円、印刷代19,000円、消費税1,520円）を支出し（領収書平成29年12月27日付け）、案分率90%を適用して、平成29年度の政務活動費（広報広聴費）を27,468円充当した。

(4) 内藤兵衛議員

「県政NEWS No.31 2018.1」と題する県政報告紙の経費として352,512円（原稿作成・編集代108,000円、振込手数料216円、印刷・新聞折り込み代244,296円）を支出し（領収書等平成30年1月31日付け）、案分率95%を適用して、平成29年度の政務活動費（広報広聴費）を334,886円充当した。

(7) あしだ賀津美議員

平成30年冬期号の県政報告紙の経費として975,552円（印刷代224,818円、振込手数料108円、郵送代750,626円）を支出し（領収書等平成29年12月28日及び同月29日付け）、案分率95%を適用して、平成29年度の政務活動費（広報広聴費）を926,773円充当した。

(4) 島山清史議員

「2017 7月号」の県政報告紙の経費として1,307,381円（印刷代、デザイン代、新聞折り込み代等）を支出し（領収書平成29年7月20日付け）、平成29年度の政務活動費（広報広聴費）を全額充当した。

(7) 谷井いさお議員

a 「谷井いさお県政レポート」と題する県政報告紙（平成29年夏季号）の経費として623,775円（印刷代、デザイン代、郵送代等）を支出し（領収書等平成29年9月12日付け）、平成29年度の政務活動費（広報広聴費）を全額充当した。

b 「谷井いさお県政レポート」と題する県政報告紙（平成30年新年号）の経費として632,311円（印刷代、デザイン代、郵送代等631,231円、振込手数料1,080円）を支出し（領収書等平成30年1月30日付け）、平成29年度の政務活動費（広報広聴費）を全額充当した。

(4) 松田一成議員

「いっせいの県政サポート通信 vol. 75」と題する県政報告紙の経費として983,418円（紙面印刷代118,800円、宛名印刷代243,237円、郵送代621,381円）を支出し（領収書平成29年7月30日及び同年8月10日付け）、案分率95%を適用して、平成29年度の政務活動費（広報広聴費）を934,246円充当した。

イ 県の支出等

(7) 県は、平成29年度において、兵庫県議会自由民主党議員団に対し181,575,358円を、兵庫県議会公明党・県民会議議員団に対し34,092,584円を支出した。

(4) 議員には、会派から精算払で交付される。上田良介議員及び内藤兵衛議員の充当額（ア(7)及び(イ)）は兵庫県議会自由民主党議員団に対し支出した181,575,358円の一部であり、あしだ賀津美議員、島山清史議員、谷井いさお議員及び松田一成議員の充当額（ア(ウ)から(カ)まで）は兵庫県議会公明党・県民会議議員団に対し支出した34,092,584円の一部である。

(3) 政務活動費（政務調査費）に係る主な裁判例（県政報告紙等関係）

ア ニ崎市議会に係る神戸地方裁判所平成30年4月11日判決（控訴審係属中）

(7) 議員個人の情報を会派広報に掲載することは、当該議員の存在を周知ないし宣伝してその知名度を上げ、次回の選挙で当選させやすくするという選挙活動の側面を有する。当該会派広報の全体の趣旨、目的に加え、紙面に占める会派所属議員個人の氏名、役職等の情報・写真の割合等を総合的に考慮し、当該議員の存在の周知又は宣伝を目的とする記事が混在していると評価されるときは、議員個人の情報に相当する部分については「調査研究その他の活動」に当たるとはできないとする。

(4) その上で、個々の広報紙については、全体として評価すると議員の存在の周知又は宣伝を目的とする記事が混在していると評価されるかどうかを判断し、その内容に応じ、2分の1、4分の1、72分の23の部分の部分が不当利得に当たるとした。

イ 奈良県議会に係る奈良地方裁判所平成28年12月27日判決及びその控訴審大阪高等裁判所平成30年3月27日判決

(7) 第1審は、議員の政党活動や後援会活動に関する記事、議員のプロフィール、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等（これらは、議員自身を宣伝するものであり、自己の選挙活動の一環とみるべきである。）については、これが直ちに、地方議会の活性化を図り議員の調査研究活動の基盤を充実させてその審議能力を強化するという政務活動費の趣旨に適合するものということとはできないとし、議員の全身写真、拡大写真、活動状況を写した写真、プロフィール、政治信条等の記載を政務活動費の趣旨に適合しないとして、充当額の5分の1ないし2分の1が違法と判示した。

(4) 控訴審は、

a ①県政の政策等に関わる情報とはいえない記事や写真で、県政の政策等の情報の一部を構成するといえるもの（その内容や大きさ、配置からみて県政の政策等に関わる記事との合理的な関連性を有することが明らかであるか、県政の政策等に関わる情報との合理的な関連性があると説明されている場合）、②議員のプロフィールで、県政の政策等に関する情報の発信者を説明するものとして相当な範囲に収まり、当該情報と合理的な関連性があると認識できる限度のものは、案分を要しないと解されるとする。

b その上で、2分の1が違法とした1件についてはおおむね第1審と同旨であるが、その他については、議員の写真、プロフィール等の一部について、その配置や大きさから、紙面の多くを占める県政の施策等に関わる情報の発信者を特定・紹介するものとして合理的な関連性があるものと認識することができる等として、それぞれ要返還額を減じ、20分の1ないし20分の3が違法とし、又は全額への充当を認めた。

ウ 仙台市議会に係る仙台地方裁判所平成29年1月31日判決（控訴審仙台高等裁判所平成30年2月8日判決もおおむね同旨）

(7) 議員の写真、似顔絵、挨拶文、プロフィール等は必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえず、むしろ、選挙活動や後援会活動に類する性質を有するとする。

(4) 個々の広報誌に係る判断としては、調査研究活動に関連しない部分（議員の写真等）が紙幅の相当程度を占めていることからすれば調査研究活動以外の目的が併存する等として支出額の2分の1が違法である（案分割合を合理的な方法により算定できない場合）とするものが比較的多いが、議員の写真、似顔絵、スローガン等が掲載されている広報誌について、これらの部分が紙面上を占め

る割合は小さく、調査研究以外の目的が併存しているとまでは認められない等として全額への充当を認めたものもある。

エ 徳島県議会に係る徳島地方裁判所平成29年11月29日判決（控訴審係属中）

次のような葉書につき、単なる自己宣伝や時候の挨拶ではなく、暑中見舞い又は年賀状の時期を利用し、多くの地域住民に自らの議会活動等を報告することを主目的とするものであると認めるのが相当であり、政務調査活動と合理的関連性を有しないものとはいえない（不当利得返還義務を負わない）とした。

(7) 表面の上半分は、宛名を記載するスペースが設けられている。

(4) 表面の下半分は、冒頭右端に議員の顔写真がカラーで印刷され、「県政往来」との表題が付された上、14行にわたり県議会ないし国政の状況や議員による議会活動の報告、意見等、最後2～3行に挨拶文、次行に日付、末尾に議員の事務所の連絡先と県政への意見を求める文言が記載されている。

(7) 裏面には、全面に議員が描いた風景画ないし干支の絵がカラーで印刷されている。

オ 兵庫県議会に係る神戸地方裁判所平成29年4月25日判決（その控訴審大阪高等裁判所平成30年3月22日判決も同旨）

議員の広報活動が広報広聴費の充当の要件を満たすか否かは、当該広報媒体のレイアウト、広報内容、広報内容の作成主体等の諸事情を総合的に考慮すべきであるとし、議員の顔写真を含む「ごあいさつ」部分や議員の活動状況等を写した写真を含む活動報告部分を含む県政報告紙につき、95%の案分率の適用を認めた。

カ 岡山市議会に係る広島高等裁判所岡山支部平成29年3月30日判決

(7) 市政報告紙のうち当該議員個人のPRにつながると認められる見出し、写真及び文章の有無や、それが当該市政報告紙に占める割合や体裁等を総合考慮して、主として当該議員個人のPRを目的とすると認められる場合には、当該市政報告紙に係る費用は使途基準に適合せず、違法というべきである。他方、主として当該議員個人のPRを目的とするものと認められない場合には、使途基準に適合しないということとはできない（案分を要しない）とする。

(4) その上で、個々の市政報告紙についての具体的判断は、おおむねその半分が議員個人に関する記載（大きく掲載された写真、プロフィール等）で占められていること等に照らすと、主として議員のPRを目的とするものと認めざるを得ない等として50%（原告が求める限度）ないし全額を返還対象としたものがある一方、議員の写真や挨拶文が掲載されているものの、全体としては、議員としての調査研究活動との間に合理的関連性を肯定することのできる視察報告等が多くを占めると認められる等として全額への充当を認めたものもある。

キ 長野県議会に係る東京高等裁判所平成28年12月21日判決

以下のように判示し、特定の議員の顔写真や紹介等についての記事が紙面のうち少なからぬ割合を占めているものがあるとは認められるとしつつ、費用の71.1%ないし全額への充当を認めた。

(7) 広報の性質上、どのような記載であれば県政活動について住民に対し効果的に伝えられるかについては一義的に定まるものではない。

(4) 広報を効果的に行うためには、まず県民に県政報告書を読んでもらう必要があり、県民の興味をひくことも重要な要素になるというべきであるから、そのために創意工夫を行うことは何ら広報としての性質に反するものではなく、かえって推奨されるべきものである。県政報告書の構成等は、その内容等がおおよそ県政における活動の紹介という趣旨を逸脱するものでない限りは、県政報告書の作成を担当する者の裁量に委ねられると解するのが相当である。

(7) 議会活動及び県政に関する政策等についての広報活動において、報告を担当する議員の紹介等を含めること自体が、調査研究活動との合理的関連性又は必要性を否定するものとならない。また、県政報告書において、県政での議論を紹介する部分以外の記事及び写真等の割合に応じ、必ず政務調査費としての支出を一律に制限することとなれば、県政の報告における創意工夫を萎縮させることとなって、広報活動の充実を阻害するおそれがあり、相当でない。

(4) 県政報告書に関する経費について政務調査費を充当し得るか否かについては、当該県政報告書の構成や掲載される項目、会派が行う議会活動及び県政に関する政策等に係る記事の内容や分量、それ以外の項目に係る記事の内容及び分量等の諸要素から、政務調査費の充当の可否及び当該充当を認める範囲について検討するのが相当というべきである。

ク 横浜市議会に係る東京高等裁判所平成22年11月5日判決

- (7) 広報紙の内容が、議員本人や後援者たる著名人の顔写真や氏名を目立つ場所に大きく記載するなど、単なる議員個人の宣伝の場と化することが珍しくなく、このような選挙ポスターとあまり変わらない性質のものに政務調査費を充てることには納税者の厳しい目が存在することを考慮すると、印刷費用や配布費用のうち政務調査費を充てることのできる割合については、事案ごとに合理的な算定をしていくべきであるとする。
- (8) その上で、個々の広報紙についての具体的判断は、個人宣伝的な側面と市政報告的な側面が混在し、いずれの側面が明らかに強いともいえない等として半額を超える部分への充当を認めなかったものがある一方、宣伝的要素が読者に訴えかける力は市政報告の部分よりも弱い等として議員の顔写真等の部分を含め全額への充当を認めたものもある。
- (4) 他の都道府県等の取扱いの状況
- ア 都道府県の政務活動費に係る手引、マニュアル等（平成30年4月時点のもの）において、県政報告紙等における議員の写真、プロフィール、挨拶文等で議員個人の宣伝等に該当する記事の取扱いに関し特段の基準、留意事項等を規定しているのは、以下の2県（茨城県、千葉県）のみである。

茨城県	広報紙に係る「その他の注意点」に「議員の写真の取扱い」として以下を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・議員の顔写真のアップ等の選挙活動等のPRになるような写真は使用しないことが望ましい。 ・記事に関連した説明の写真に議員が写っている等の写真は問題ないとする。 ・社会通念の範囲で判断することとなる。
千葉県	広報費に係る運用指針「広報紙及びホームページの取扱い」中に以下を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等の内容に、政務活動に係るもの以外の内容や議員の宣伝的要素（比較的大きい顔写真、過度のプロフィール）が含まれている場合は、実態に応じて案分の上、政務活動費を充てなければならない。

- イ 県内の市において、把握する範囲では以下の2市において議員個人の宣伝等に該当する記事の取扱いに関する基準、留意事項等を規定している。

尼崎市	印刷費に係る支出基準に以下を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・「支出できない例」として「会派や議員の宣伝的側面の強い印刷物」 ・「留意事項」として「顔写真の大きさや過度のプロフィールの掲載には留意すること。」 運用指針に、広報紙について以下を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・「発行に関して配慮すること」として「議員の宣伝行為と混同されないよう、内容及び写真等の使用には十分配慮しなければならない。」 ・「写真等の大きさについて」として「会派構成員の顔写真、氏名、プロフィール等は、会派の基本情報であることから掲載を認めるが、著しく大きいものでないこと、過度の表現にならないことなど、社会通念上妥当な範囲内とする。」
西宮市	広報広聴費に係る運用指針に以下を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・「市政報告の発行は自己の宣伝行為と混同されないよう、内容及び写真等の使用には十分配慮しなければならない。」とし、「少なくとも全額充当を認めがたい事例」として「市政と無関係な事項、宣伝を含む事項の掲載」、「発行者特定の目的を超えた不必要な自己等の写真等の掲載」、「自己の氏名やスローガンなどを不自然に大きく掲載すること」と規定 ・「市政報告には発行者を特定させるために必要な情報を超えて自己の紹介について掲載することはできない。」とし、「少なくとも全額充当を認めがたい事例」として「プロフィール等を長大に載せること」と規定 ・「市政報告に掲載する意見は市政に関連するものに限る。」とし、「少なくとも全額充当を認めがたい事例」として「市政に関係しない自己の主張、見解、政治的信条等を載せること、また同様な他の意見を引用すること」と規定

なお、県外の市で、議員個人の宣伝等に該当する記事の取扱いに関する基準、留意事項等を規定し

ている事例は、把握する範囲では以下の2市がある。

岡山市	<p>「政務活動費の運用指針」中の印刷製本費に係る注意点に以下を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷物に議員個人の写真やコーヒープレイク的な内容等が掲載されていても、全体として議会活動や市政に関する情報を提供するものと評価できる場合は、全額認められる。 ・印刷物に議員個人の宣伝等が一定の面積を占める場合で、全体として議会活動や市政に関する情報を提供するものと評価できないとき、50%で案分した額を限度とする。
長崎市	<p>広報費に係る運用指針に、留意事項として以下を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報費については、2分の1を上限とする割合により案分した額とする。 ・広報紙の発行に伴う印刷費等については、明確に政務活動と立証できる場合は全額認めるが、「自身の氏名の1文字の大きさが1cm四方を超えている」、「自身の顔写真及び似顔絵、自身を大きく切り取った写真、プロフィールなどの宣伝的要素がある」、「政党名の記載がある」、「あいさつ文がある（社交辞令、政党としてのもの、選挙に関するもの）」、「長崎市政に関わらない記事がある」場合、全額は認めない。

ウ 全国都道府県議会議長会の考え方

全国都道府県議会議長会事務局は、平成25年2月に作成した「政務活動費の運用に係る考え方（未定稿）」において、未定稿ではあるが、広報広聴費に関し、次のように考え方を示している。

項目	考え方
<p>議員が行う政務活動の広報を行う広報紙において、議員自身を紹介する記事（プロフィール等）や地域イベントへの参加報告等を一部に掲載することも、政務活動の広報紙として社会通念上許される程度であれば、政務活動費の対象として取り扱うことは可能か。</p>	<p>ホームページを含め広報の内容が、（都道府）県政や地域の問題など住民福祉の増進を図るといふ政務活動の内容にかなったものであれば充當が可能であると考え。また効果的な広報を行うためには、情報発信者の紹介（プロフィール）なども必要であると考え。</p>
<p>意見募集を伴わない議員の主張、略歴、写真を議員個人のピラ等へ掲載することや議員個人のホームページの作成・運営に要する経費は対象となるか。</p>	<p>なお、掲載内容に政務活動以外の活動が含まれている場合は、案分することが適当であると考え。</p>

2 判断

(1) 請求人が引用する裁判例（第4の1(3)アからウまで）においても、必ずしも議員の写真、プロフィール、挨拶文等に該当する記事があれば全てを一律に議員個人の宣伝等を目的とするものに当たるとしてはいるわけではなく、

ア 当該会派広報の全体の趣旨、目的に加え、紙面に占める会派所属議員個人の氏名、役職等の情報・写真の割合等を総合的に考慮して、当該議員の存在の周知又は宣伝を目的とする記事が混在していると評価されるもの（神戸地方裁判所平成30年4月11日判決）

イ 調査研究活動に関連しない部分（写真、プロフィール等の議員自身について広くアピールするための掲載内容等）が紙幅の相当程度を占めており、全体として見れば調査研究活動以外の目的が併存しているもの（仙台地方裁判所平成29年1月31日判決）

等の考え方により、議員個人の宣伝等を目的とするものに当たるかを判断しているものと考えられる（議員の写真、プロフィール、挨拶文等に該当する記事があっても、充當を認めた部分もある。）。

(2) この点、請求人が引用するものも含めた裁判例の状況を例示すると第4の1(3)のとおりであり、その判断は様々に分かれている。

総論的には議員個人の宣伝等を目的とする記事を政務活動費の充當対象とすることは認められないとの考え方を採る裁判例（「次回の選挙で当選させやすくするという選挙活動の側面を有する」（神戸地方裁判所平成30年4月11日判決）、「選挙活動や後援会活動に類する性質を有する」（仙台地方裁判所平成29年1月31日判決）、「選挙ポスターとあまり変わらない性質」（東京高等裁判所平成22年11月5日判決）等）

が、全体としては多数を占めると考えられるものの、これらの裁判例にあっても、必ずしも議員の写真、プロフィール、挨拶文等の記事であれば一律に議員個人の宣伝等を目的とするものに当たると判示するものではない。そして、具体的にどのような記事（大きさ、内容、掲載場所等）が議員個人の宣伝等を目的とする記事に当たるのかについても、事案により様々である。

また一方で、長野県議会に係る東京高等裁判所平成28年12月21日判決（第4の1(3)キ）のように、議員の紹介等を含めた県政報告紙の構成等について、作成する議員の裁量を大幅に認めていると考えられる裁判例も存在する。

- (3) また、本県の政務活動費の手引は、議員個人の宣伝等を目的とするものに当たる可能性がある記事の取扱いに関し特段の基準、留意事項等を規定していないが、他の都道府県の政務活動費に係る手引、マニュアル等においても、このような事項を規定しているのは茨城県及び千葉県のみである（第4の1(4)）。県内外の市町村にあっても、把握する範囲で尼崎市、西宮市、岡山市、長崎市が何らかの規定を置いているものの、規定するものは少数と考えられる。

加えて、茨城県においては「・・・使用しないことが望ましい」と定めるにとどめるとともに「社会通念の範囲で判断する」としており、千葉県においても「比較的大きい顔写真、過度のプロフィール」とする等、これらの事項を規定する地方公共団体にあっても、必ずしも議員の写真、プロフィール、挨拶文等の記事であれば一律に議員個人の宣伝等を目的とするものに当たるとの考え方に立つものではなく、具体的にどのような記事（大きさ、内容、掲載場所等）がこれに該当するかも一様ではない。

- (4) 以上のような現状において、具体的にどのような記事（大きさ、内容、掲載場所等）が議員個人の宣伝等を目的とするものに当たり、政務活動費の充実に際し面積比率等により案分して除外しなければならない事項に当たるのか、共通して確立された一般に公正妥当と認められる基準を見いだすことは困難である。

- (5) 政務活動費の手引は、交付された政務活動費が使途基準に適合する使途に充てられることを確保するとともに、その使途の透明性を確保すること（自治法第100条第16項）をその趣旨とするものであると解される。政務活動費の手引の定めそれ自体は、関係法令等の趣旨に照らし、その内容が合理的であると認められるから、政務活動費の使途が交付条例に定める使途の基準に適合するか否かを判断するに当たって、これを参酌すべきである（神戸地方裁判所平成29年4月25日判決及びその控訴審大阪高等裁判所平成30年3月22日判決。他の地方公共団体の政務活動費（政務調査費）に係る手引、マニュアル等についても、長野県議会に係る東京高等裁判所平成28年12月21日判決、仙台市議会に係る仙台地方裁判所平成29年1月31日判決及びその控訴審仙台高等裁判所平成30年2月8日判決その他の裁判例が同様に判示）。

そして、第4の1(1)イ(ウ) bのとおり、政務活動費の手引は、県政報告紙に係る政務活動費の充実に際し面積比率等により案分して除外すべき政務活動に資さない事項を、「後援会や選挙活動に係る記載」その他の4項目としているところ、(4)で述べた状況をも踏まえ検討するに、明らかに当該除外事項に該当すると断定できる記事部分が、各議員が案分して除外した率を超えているとまで認めることはできない。

- (6) なお、請求人は葉書形態の県政報告紙の作成、送付は時候の挨拶状であり政務活動費の充対象外であるとも述べるようであるが、郵便は情報発信の最も一般的な手段の一つであり、葉書の使用それ自体が県政報告の方法として不適切であるとはいえない（広島高等裁判所岡山支部平成29年3月30日判決等が同様の趣旨を判示している。）。)

以上のとおり、第1の2(1)ア(イ)の部分の割合に応じた政務活動費の総額211万7,516円につき、知事の責任において、違法・不当な支出を行った会派、議員から会派を通して県に返還させるよう請求する、とする本件措置請求には理由がないものと判断する。

第5 要望

政務活動費の手引においては、県政報告紙等における議員個人の宣伝等を目的とするものに当たる可能性がある記事の取扱いに関し、現在、特段の基準、留意事項等は規定していない。また、平成29年11月29日付け議長通知（第4の1(1)ウ）は、「比較的大きい顔写真、過度のプロフィールなど議員の宣伝的側面が強い場合は対象外」としているものの、具体的にどのような記事がこれに当たるのかについて、これまで、

議会において特段の合意、議論等はないとのことである。しかし一方で、総論的には議員個人の宣伝等を目的とする等の記事部分への政務活動費の充当は認められないとする裁判例が、多数に上っている現状もある。

議員の写真、プロフィール、一般的な挨拶文等の記事全てが一律に議員個人の宣伝等に該当するとはいえず、裁判例においても広報の目的を逸脱しない範囲で是認していると考えられるが、その基準となる社会通念は必ずしも固定化されたものではなく、県民の意識はもとより、社会経済情勢の変化や判例等の動向により変化し得るものである。

議会にあっては、今後とも、その自律的な判断と責任のもと、常にこれら変化や動向を把握し、政務活動費の使途基準の解釈・運用が社会通念に適合した内容となるよう、適切に対応されることを要望する。

別記1

- 1 (別紙) 本件広報紙代等一覧表
- 2 政務活動費 広報紙代 返還請求額根拠について
- 3 政務活動費収支報告書 (自由民主党議員団分)
- 4 政務活動費収支報告書、会計帳簿、領収書等添付様式、活動報告書、切手受払簿、県政報告紙 (上田良介議員分)
- 5 政務活動費収支報告書、会計帳簿、領収書等添付様式、活動報告書、県政報告紙 (内藤兵衛議員分)
- 6 政務活動費収支報告書 (公明党・県民会議議員団分)
- 7 政務活動費収支報告書、会計帳簿、領収書等添付様式、活動報告書、県政報告紙 (あしだ賀津美議員分)
- 8 政務活動費収支報告書、会計帳簿、領収書等添付様式、活動報告書、県政報告紙 (島山清史議員分)
- 9 会計帳簿、領収書等添付様式、活動報告書、県政報告紙 (谷井いさお議員分)
- 10 政務活動費収支報告書、会計帳簿、領収書等添付様式、活動報告書、県政報告紙、ホームページの記事 (松田一成議員分)

別記2

- 1 2018年度 政務活動費アンケート調査の結果
- 2 新聞記事 (平成30年10月29日付け毎日新聞)